

# 介護保険法等に規定する指定地域密着型サービス事業者等に対する行政処分について

〔平成26年7月30日〕  
旭川市福祉保険部指導監査課

## 1 趣旨

社会福祉法人群生会が開設している指定地域密着型サービス事業者等に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第9号及び第115条の19第8号の規定に基づく行政処分を行う。

## 2 対象事業者等

### (1) 開設法人

法人名 社会福祉法人群生会  
代表者名 理事長 村井 恵子  
所在地 旭川市錦町19丁目2150番地

### (2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
グループホームひまわり	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年4月1日	旭川市錦町18丁目2150番地

## 3 処分内容

・指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。

（平成26年8月1日から平成26年10月31日までの3か月間、報酬を3割減とする）

サービスの種類	根拠法令
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	介護保険法第78条の10第9号及び第115条の19第8号
処分日	平成26年7月30日

## 4 処分の原因となる事実

(1) 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において、人員基準を満たさないおそれがあることから、平成24年8月21日から平成24年9月20日までの間において勤務実態のない者を勤務したかのように装いタイムカード及び勤務実績表を作成し監査において提出した。